

情報提供

那医発第 307 号
令和 8 年 7 月 29 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

担当理事 小禄 雅人



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「電子処方箋の普及に向けた取組について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 677 号

令和 8 年 7 月 24 日

地区医師会情報システム担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 富名腰 亮

(公印省略)

電子処方箋の普及に向けた取組について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会よりみだしの件について、別紙のとおり通知があります。

本件は、厚生労働省が、電子処方箋導入の認知及び理解向上に繋げるため、主に医科診療所向けに「電子処方箋導入スターターキット」を作成した旨の案内となっております。

詳細につきましては、別添資料をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

●電子処方箋の普及に向けた取組について

(日医発第 766 号 (情シ) (技術))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：宮良

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp

【電子処方箋導入スターターキット掲載 URL】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001716303.pdf>



都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

電子処方箋の普及に向けた取組について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

電子処方箋の普及に向けた取組として、電子処方箋のメリットや準備作業等を簡易的にまとめた主に医科診療所向けの『電子処方箋導入スターターキット』が作成され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

電子処方箋の導入をご検討される際等にご活用ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【電子処方箋導入スターターキット掲載 URL】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001716303.pdf>

【別添資料】

- ・事務連絡：電子処方箋の普及に向けた取組について
- ・電子処方箋導入スターターキット

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 15 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬局総務課

電子処方箋の普及に向けた取組について

電子処方箋については、令和 8 年 6 月時点で全国のオンライン資格確認システムを導入した薬局の 90%以上で運用が開始されており、電子処方箋管理サービスへの保険制度下における全処方箋の月間 94%（推計値）の調剤結果が登録されています。また、医科診療所においても約 3 割に導入されているところです。

電子処方箋を導入した医療機関や薬局においては、電子処方箋管理サービスに登録された薬剤情報に基づいて、重複投薬や併用禁忌のチェック、多剤投与の可視化などができるようになり、医療安全の向上につながっています。

今般、電子処方箋導入の認知・理解向上に繋げるべく、メリットや準備作業等を簡易的にまとめた主に医科診療所向けの『電子処方箋導入スターターキット』を作成いたしました。

<資料掲載 URL>

電子処方箋導入スターターキット：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001716303.pdf>

つきましては、貴会会員に本資料について周知いただくとともに、電子処方箋に対して、導入に向けた検討を促していただきますよう、ご協力お願いいたします。

以上

医療機関（主に内科診療所）の皆様へ

——— 患者により安心の医療を提供する ———

電子処方箋導入 ▼ スターターキット

Vol.1.1



変更履歴

版数	改訂日	変更区分	該当箇所	変更内容
1.0	令和8年6月30日	新規作成	-	-
1.1	令和8年7月15日	更新	p12	見積チェックリストのQRコードを追加

目次

- P4 電子処方箋とは
- P5 電子処方箋導入のメリット
- P6 導入後の業務イメージ
- P7 費用面について
- P8 導入に向けたスケジュール
- P9-10 電子処方箋を活用した好事例
- P11 各種リンク集

診療報酬制度や
補助金について説明しています！

※すでに電子処方箋の導入を決めており、詳細を確認したい方はP11のリンク集からご覧になりたい資料をご確認ください。

電子処方箋で、そのお悩み解決しませんか？



併用禁忌や重複投薬がないかの判断に
万が一誤りがあったらどうしよう、と不安に
なる時がある…

そのお悩み、**電子処方箋で解決**できます！
電子処方箋を導入すれば、
システム上でチェックするので、安心です



電子処方箋で、より安全な医療が提供できます！

電子処方箋は、全国に拡大されています！

9,901万件の重複投薬、

14.4万件の併用禁忌のアラートが発生 ※令和7年実績

薬局での受け入れ態勢が整い、患者に関して
確認できる情報が充実してきておりますので、
医療安全の観点から、
電子処方箋の導入をご検討ください！

薬局の
導入率

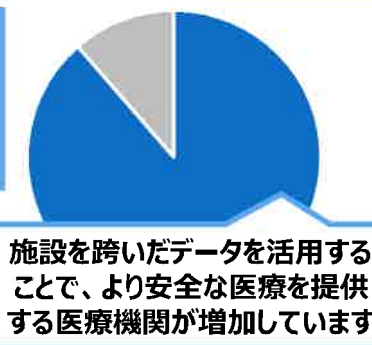
90.3%

調剤結果の
登録率

85.4%



※2026年6月22日時点



※2026年5月（推計値）

導入したら何が
変わるの？

金銭的な
負担が不安

電子って
難しそう…

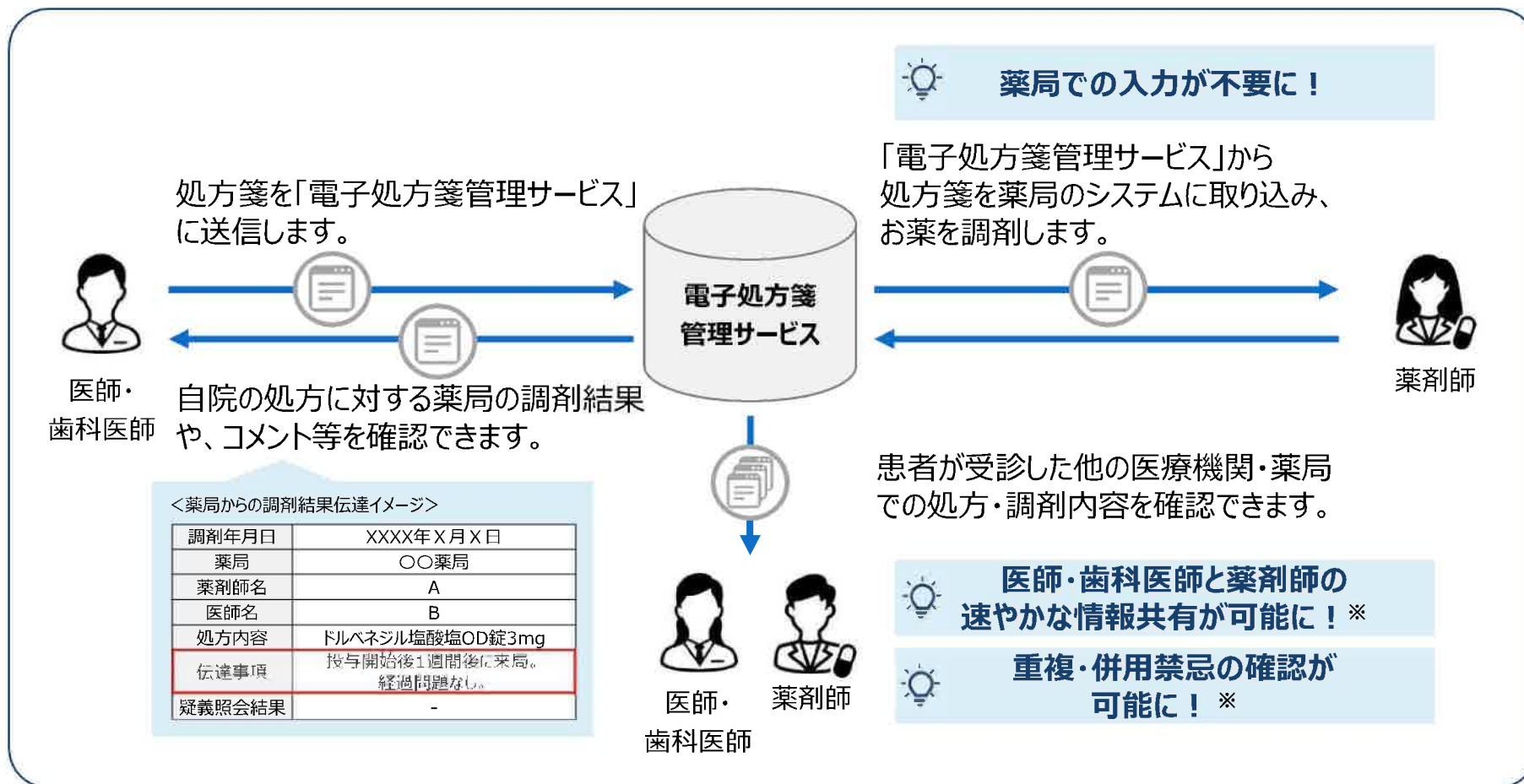


本資料では、電子処方箋の仕組みやメリット、
導入に向けた準備内容について分かりやすく解説しています。

早速チェック！

電子処方箋とは？

電子処方箋とは、**電子的に処方箋の運用を行う仕組みで、複数の医療機関や薬局で直近処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬等チェック**などが行えるようになります。



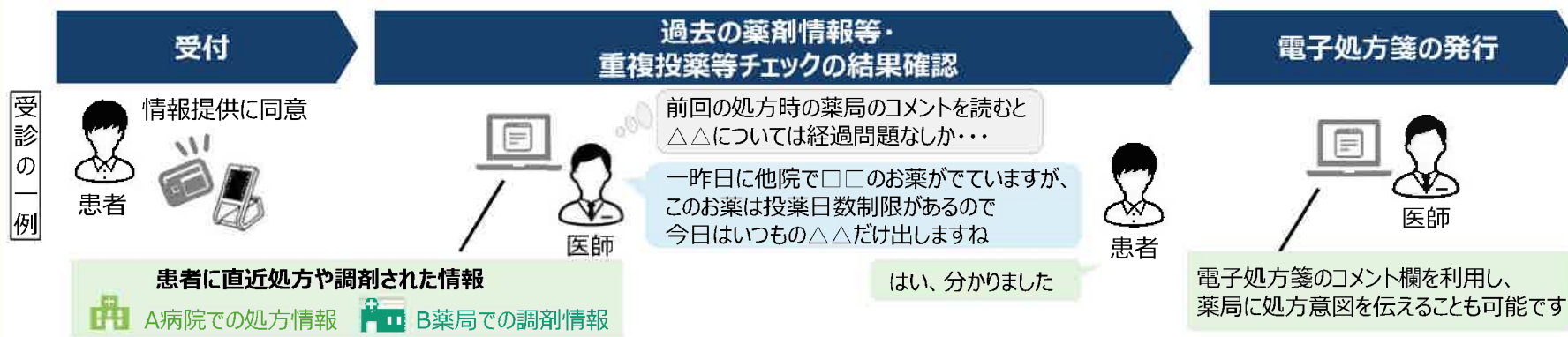
※ 電子処方箋対応医療機関では処方箋の形式（電子/紙）に寄らず、他医療機関・薬局で登録された直近の処方・調剤情報も含めた薬剤情報の確認が可能です。また、それらの情報とこれから処方するお薬との重複投薬等チェックを行うことも可能です。

電子処方箋導入のメリット

電子処方箋の導入により、**医療安全面の強化、業務効率化**が実現されます。

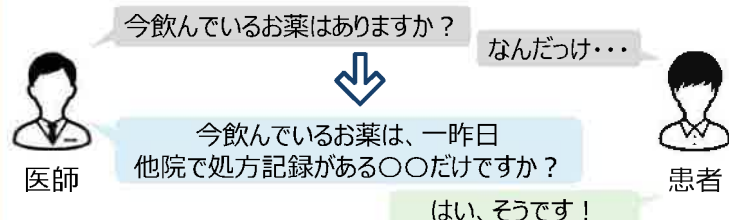
医療安全面の強化

- ❗ 直近のデータに基づいて、システム上で重複投薬や併用禁忌をチェック
コメントを登録することで、医師・薬剤師等間でのコミュニケーションも可能
⇒医療機関・薬局を跨いだ情報共有により、多剤投与の適正化など、更なる**医療安全の向上が可能**



業務効率化

- ❗ 直近の情報を含む過去の薬剤情報を閲覧可能
カルテ準備作業の効率化
⇒安全性は担保したうえで、**診療時間が短縮**



- ❗ 紙の処方箋を削減可能
⇒**印刷コスト、記名押印などの業務コストの削減**

※ 電子化への過渡期的措置として、紙の処方内容（控え）を交付可能ですが、マイナポータル等で引換番号が閲覧可能な患者に対しては交付しないことも可能です。

安心の医療提供体制 に対する評価

電子処方箋の導入は、より安心な医療を提供する対価として、電子的診療情報連携体制整備加算等の対象となります。
補助金・税制度の活用も可能です。
※ 詳細はP7をご確認ください。

導入後の業務イメージ

電子処方箋の導入後も、従来の業務の流れの中で、重複投薬等チェックなどのメリットを享受できます。従来のシステムで電子処方箋を選択し、電子署名を行うだけで電子処方箋を発行できます。

	未導入施設	導入施設
マイナ保険証 で受付	患者が顔認証付きカードリーダーで情報提供に同意	患者が顔認証付きカードリーダーで情報提供に同意し、電子処方箋を選択※1
診察	- 医師が薬剤情報等※2を確認し、診療に活用 - お使いのシステムに処方内容を入力	- 医師が薬剤情報等※2を確認し、診療に活用 - お使いのシステムに処方内容を入力し、電子処方箋を選択 なお、新たに以下のような施設を跨いだ情報が確認できるようになる ✓ 直近の情報を含む患者の過去の薬剤情報のデータ※2 ✓ 重複投薬等チェックの結果※3
処方箋の 発行	- 処方箋を印刷 - 記名押印または署名	電子署名を行い、電子処方箋を発行※4
会計	紙の処方箋を患者に交付	—※5 ※6

- ※1 資格確認証での受診時も、電子処方箋の発行が可能です。資格確認方法に関わらず、処方箋発行方法を受付時や診察時に口頭で確認し、お使いのシステム上で処方箋発行方法を選択、必要に応じて変更することも可能です。
- ※2 薬剤情報の他、特定健診情報、診療情報、手術情報が確認できます。これらの情報は、患者がマイナ保険証で受付を行い、「過去の薬剤情報等の提供」に対して同意した場合のみ確認が可能です。
- ※3 処方内容入力時点でシステムが自動で重複投薬等チェックを行います。受付方法や処方箋形式に関わらず、処方するお薬が重複投薬等にあたるかをチェックできます。マイナ保険証で受付を行った患者が過去のお薬の情報提供に同意した場合は、過去のどの施設で出されたお薬が重複投薬等にあたるかまで確認ができます。
- ※4 電子署名とは、従来の紙の処方箋への署名・押印を電子的に行うものです。
- ※5 電子処方箋で発行した場合、引換番号が印刷された処方内容（控え）を交付することが可能です。患者がマイナポータル等で引換番号が閲覧可能な場合、交付しないことも可能です。
- ※6 電子処方箋導入施設でも紙の処方箋の発行が可能です。この場合、発行・署名は従来の方法で行い、引換番号が記載された紙の処方箋を交付します。

費用面について

電子処方箋システムの導入費用に対しては補助金制度・税制が使えます。また電子処方箋等の導入によって、より安心な医療を提供する評価として、電子的診療情報連携体制整備加算※1もごさいます。

■ 補助イメージ（平均患者数（初診）140人/月の医科診療所で、電子的診療情報連携体制整備加算※1の施設基準を満たし、電子処方箋対応により、加算区分が変わる場合） ※2026年6月以降

かかる費用の推定 ※システム事業者により異なります

導入費用：50万円

運用費：0.1万円/月

（電子処方箋システムに関する月額保守費用）

25万円補助

電子的診療情報連携体制
整備加算※1

かかる費用の推定（実質） ※システム事業者により
異なります

導入費用：25万円※2

増収は想定で最大0.7~0.84万円/月

加算3→2の差

加算2→1の差

■ 電子処方箋の導入・運用にあたり利用できる費用面の補助制度（利用可能な一部の制度のみ掲載しております） ※3

導入費用 に対する補助	補助金制度	・ 医療情報化支援基金による補助
	税制※4	・ 中小企業投資促進税制 ・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 ・ 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度
	診療報酬制度	・ 電子的診療情報連携体制整備加算※1 ・ 遠隔電子処方箋活用加算※1（オンライン診療を実施している医療機関向け）

※1 令和8年度診療報酬改定により、電子的診療情報連携体制整備加算や遠隔電子処方箋活用加算等、電子処方箋活用に関する項目が追加され、**電子処方箋の導入・活用有無に応じて加算の点数が異なるものもあります。**電子的診療情報連携体制整備加算は、電子処方箋等の医療DXの機能整備および実績に応じて評価される加算です。施設基準を満たしている項目に応じて 4点 → 9点 → 15点 と段階的な点数となっています。詳細はホームページ等をご確認ください。

※2 税制利用により、取得年度に即時・全額損金算入が可能です。

※3 その他デジタル化・AI導入補助金の活用が可能な場合があります。ご利用のシステム事業者にお問い合わせください。

※4 各制度には対象の条件があります。詳細は各制度のホームページ等をご確認ください。

Check!

P11に参考リンクを整理しております

導入に向けたスケジュール（例）

電子処方箋の利用を希望する患者に対応できるよう、まずはシステム事業者にお問い合わせをしてください。※1



※1 導入は1か月以内に完了するケースが多いですが、お早めに準備をお願いします。

※2 電子カルテ未導入の場合は、電子カルテとの一体的な導入も可能ですので、あわせてご検討ください。

※3 電子署名のための準備に関してはシステム事業者と相談の上、進めてください。

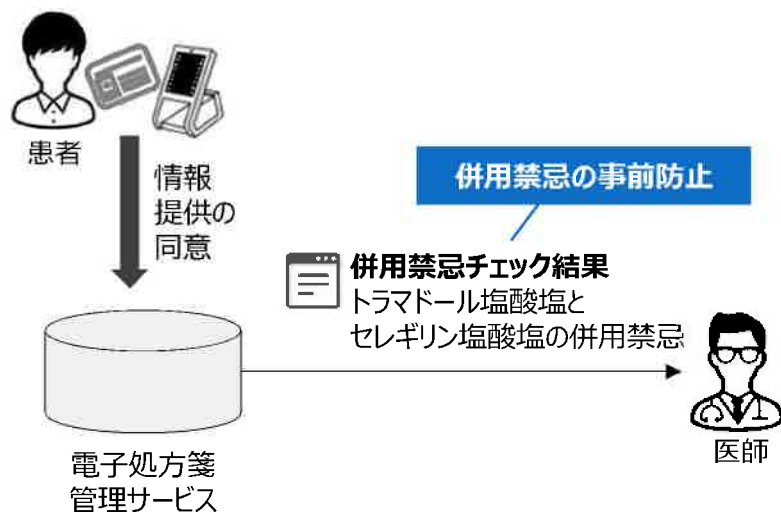
日本医師会電子認証センターでは日本医師会会員の方は発行費用が無料です。詳細は、「[日本医師会電子認証センターホームページ](#)」をご確認ください。

【参考】電子処方箋を活用した好事例①

実際に電子処方箋を活用し、**医療安全や業務効率化につながった事例**を紹介します。

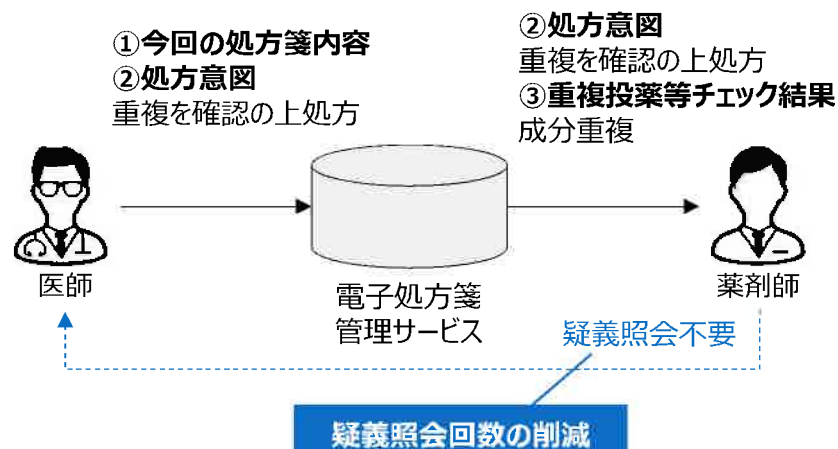
併用禁忌のチェックによる、医療の質向上

整形外科で慢性疼痛の治療でトラマドール塩酸塩を処方しようとしたところ、システムから併用禁忌のアラートが出ました。チェック結果から、パーキンソン病の治療のために神経内科でセレギリン塩酸塩が処方されていることが判明したため、処方をアセトアミノフェンに変更し、併用禁忌を防ぐことができました。



疑義照会件数の削減による、業務の効率化

電子処方箋発行時には、調剤薬局向けに処方意図などを伝えるコメントを入力するようにしています。コメントを通して医師と薬剤師のコミュニケーションの質が高まり、**疑義照会削減や他の業務に注力できるようになりました。**



💡 業務効率化のための工夫ポイント

電子カルテシステムに、よく使用するコメントを定型文として登録して選択できるようにしたり、処方確定前にコメントを入力したか確認するフローとすることで、**医師・歯科医師のコメント入力時間短縮と、その後の疑義照会のやりとり削減**が実現できたケースもあります。

Check!

P11に参考リンクを整理しております

【参考】電子処方箋を活用した好事例②

電子処方箋の活用により、**有事での医療の質担保や業務効率化**につながった事例を紹介します。

災害時でも患者の薬剤情報等を活用し、 安心の医療を提供

被災患者の災害関連死や健康被害対策の一つとして、薬物治療の継続は重要です。医療機関・薬局の電子処方箋対応・調剤結果登録が進んだこと、電子処方箋の応需や直近の薬剤情報等の活用によって、**患者の薬物治療の継続に繋がった**実例もあります。更なる医療の質向上のために是非電子処方箋にご対応ください。電子処方箋システムの活用の他、被災地域等では全ての医療機関・薬局で直近の薬剤情報等が閲覧できます。（災害時医療情報閲覧）

<災害時医療情報閲覧>



- ・ 薬剤情報
- ・ レセプト由来の情報
- ・ 電子処方箋による直近の処方・調剤情報
- ・ 診療情報 …他

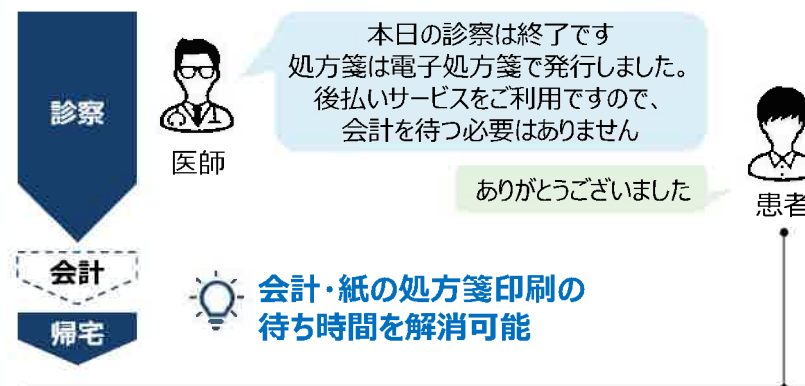


震災で道路が寸断された際、被災地にいる患者さんに**オンライン診療で電子処方箋を発行**しました。患者さんは現地の電子処方箋対応薬局で調剤を受けることができ、**健康の維持を支援**することが出来ました。

電子処方箋×後払いサービスの活用で 待合室の混雑緩和

電子処方箋と後払いサービスを組み合わせることで、医療機関・患者いずれにとってもスムーズな診療を実現します。クレジットカード登録などの後払いサービスを利用している患者は、診察室での診察が終了した後、会計を待たない運用とすることが可能です。診察終了後に会計や紙の処方箋発行を待つ必要がないため、**待合室の混雑緩和や、患者の利便性向上**につながります。

<電子処方箋×後払いサービス利用時の流れ>



引換番号などの情報を、電話やFAX、アプリ等で事前に薬局に伝えれば、患者の来局前に調剤が行われ、**待ち時間が短くなる**薬局もあります。また、病院予約アプリと組み合わせることで、さらに待合室の混雑が緩和され、患者の利便性向上につながります。

Check!

P11に参考リンクを整理しております

【参考】各種リンク集

掲載している二次元コードは令和8年7月時点の情報です。
リンク先に遷移できない場合は厚生労働省ホームページより
ご確認ください。

電子処方箋



より詳細を確認したい場合は下記リンクをご覧ください。

導入手順の詳細はこちらからご確認ください。

全体

厚労省ホームページ



導入状況

ダッシュボード



導入手順

準備作業の手引き



活用事例

医療機関



先進事例



電子署名に係る申請

日本医師会



MEDIS



電子署名について

電子署名の準備や利用方法



電子処方箋運用開始に向けた申請

利用申請



運用開始日入力



見積

見積チェックリスト



補助金について

医療情報化支援
基金等による補助



税制の活用



デジタル化・
AI導入補助金



診療報酬制度



本資料は印刷いただき、導入時の参考資料としてご使用ください。